宿泊約款

〈適用範囲〉

第1条

1.当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習に よるものとします。

2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〈宿泊契約の申し込み〉

第2条

1.当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

・ 宿泊者名

・ 宿泊日及び到着予定時刻

・ 宿泊料金

・ その他当施設が必要と認める事項

2.当施設にへ゜ットを同伴しての宿泊契約の申込みを行う場合は、次の事項を当施設 に申し出ていたた゛きます。

(1) 宿泊へ゜ット名、年齢、性別

(2) 種類

(3) ワクチン接種歴

(4) その他当施設か゛必要と認める事項

〈宿泊契約の成立等〉

第3条

1.宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当 施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定 を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

〈宿泊契約締結の拒否〉

第4条

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。 1.
宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

2.満室により客室の余裕がないとき。

3.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行 為をするおそれがあると認められるとき。

4.宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当するとみられるとき。

・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規 定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 、 同条第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力 団員」という。) 、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ・ 暴力団又は暴力団員が 事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ・ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当 する者があるもの

5.宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。 6.宿泊しようとする者による暴力的要求行為が行われ、または以下のような過剰な要求行為を 求められたとき。 (1) 当施設で提供していないサービスの提供

(2) 法令や公序良俗に反するサービスの提供

(3) 正当な理由のない契約後の値引き要求

(4) 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供 (5) そ の他合理的な範囲を超える負担7.当施設従業員、他の宿泊客に対し、暴言、暴行、脅迫、恐喝、詐欺行為があったとき。

8.SNSや掲示板等に事実と異なる内容や当施設従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき。

9天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。 10.宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者、当施設従業員に著しく迷惑を及ぼすおそれ があるとき、又は他の宿泊者、当施設従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき (都道府県 条例にもとづく) 。

11.宿泊しようとする者が、過去に当施設に対してトラブルがあったとき。 12.宿泊しようとする者が、当施設従業員、他の宿泊客に暴力的な言動を行う、当施設従業員 を長時間拘束する、または当施設従業員の業務の妨げとなる行為をする等、当施設内の平穏な 運営を乱すおそれがあると認められるとき。

13.当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、宿泊ペットが次に掲げる場合において は、宿 泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑 (攻撃、かみ付き、追い回し、無駄吠え など) を及ぼす恐れがあると当施設において判断したとき

(2) 宿泊するペットが、過去 1 年以内に、狂犬病及び「 5 種混合」以上の予防接種を受けて いることが証明されないとき

(3) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき

(4) その他当施設が予め定めた事項に該当するとき

〈宿泊客の契約解除権〉

第5条

1.宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、当施設の定める 違約金を申し受けます。 ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特 約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設 が宿泊客に告知したときに限ります。

3.当施設は、宿泊客が連絡をしないで当日の午後8時になっても到着しないときは、その宿泊契 約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。〈当施設の契約解除権〉

第6条

1.当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。 ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。 (1). 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それ があると認め

られるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2). 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき。
・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
・ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき・ 法 人
でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3). 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または以下のような合理的な範囲を超える負担を 求め
られたとき。なお、かつて同様な行為があったときも含みます。
①当施設で提供していないサービスの提供
②法令や公序良俗に反するサービスの提供
③正当な理由のない契約後の値引き要求
④正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
⑤当施設従業員に対し、脅迫、恐喝、詐欺行為があったとき
⑥SNSや掲示板等に事実と異なる内容や施設従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込
みを行ったとき
⑦威圧的な不当要求を行い、且つ合理的な範囲を超える負担を求められたとき。またはかつて 同
様な行為を過去に当施設で行なったと認められるとき。
⑧上記①から⑦に類する行為があったとき。
(4). 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。 (5). 宿泊客が泥酔等
で放歌高吟、他の客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれ のあると認められたと
きや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。 (6). 当施設が指定した場所以外での喫
煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたず ら、その他当施設が定める利用規則の禁
止事項に従わないとき。
(7). 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(8). 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
２．当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、宿泊するペットが次に掲げる場合において は、
宿泊契約を解除することがあります。
（１）宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑（攻撃、かみ付き、追い回し、無駄吠 えなど）を及ぼす
恐れがあると当施設において判断したとき
（２）宿泊するペットが、過去１年以内に、狂犬病及び「５種混合」以上の予防接種を受けているこ
とが証明されないとき
（３）宿泊するペットが、明らかに感染症に罹患していると認められるとき
（４）その他当施設が予め定めた事項に該当するとき

〈宿泊の登録〉

第7条
1.宿泊客は、宿泊日当日、当施設で次の事項を登録していただきます。・宿泊客の氏
名、年齢、性別、住所及び及び電話番号（又は携帯電話の番号）と職業・外国人にあっ
ては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
・日本国内に住所を有しない外国人にあっては、前号の定めに加え、旅券の写し・
出発日及び出発予定時刻
・同伴者の氏名
・その他当施設が必要と認める事項
２.当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、施設利用規約を確認後、同意書にサインしてい た
だきます。
（１）宿泊ペット名、年齢、性別
（２）種類

（３）ワクチン接種歴
（４）その他当施設が必要と認める事項
3.宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

〈客室の使用時間〉

第8条
1.宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当施設の規定に準し ゙ます。 連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。 なお、チェックイン開始時間帯以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいた だくことがあります。
2.当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設既定の追加料金を申し受けます。（１）超過２時間までは、室料相当額の ３０％
（２）超過５時間までは、室料相当額の ７０％
（３）超過５時間以上は 、室料相当額の １００％

〈利用規則の遵守〉

第9条
宿泊客は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

〈営業時間〉

第10条
1.当施設の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、公式サイト、各所の掲示等でご 案内いたします。
2.営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。
門限：なし
管理人室：緊急事態の場合24時間対応
無人売店：24時間営業

〈料金の支払い〉

第11条
1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当施設の規定によります。
２．前項の宿泊料金等の支払は、インターネット予約による事前決済を除き、通貨又は当施設 が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当 施設が請求した時、フロント（管理人室）において行っていただきます。
3.当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった 場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〈当施設の責任〉

第12条
当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事 由によるものでないときは、この限りではありません。

〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

第13条
1.当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、 当

施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

第14条

1. 宿泊客がフロント(管理人室）にお預けになった物品について、滅失、毀損等が生じたと きは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。但し、現 金および貴重品については、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告がなかったも のについては、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き（※10万円を限度として）その損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品をフロント(管理 人室）にお預けにならなかった場合について、当施設の故意または過失により滅失、毀 損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあら かじめ種類および価額の明告がなかったものについては、当施設に故意または重大な過 失がある場合を除き（※10万円を限度として）その損害を賠償します。
3. 当施設はお客様の現金及び貴重品、美術品、骨董品ならびに楽器等はお預かり致しかね ます。

〈お忘れ物〉

第15条

1,宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、そ の所有者が判明したときは、当施設は当該所有者にその指示を求めるものとします。所有者の 指示がないとき又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて30日間保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます（ただし、 飲料物、雑誌、新聞に関しては即日処分とさせていただきます。）
2,当施設での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に費用を負担していただきます。
3.粗大ゴミ等にあたる処理費用のかかる携行品を、宿泊客の故意または過失により客室、共有 部その他の当施設館の敷地内に放置された場合、法令に準じた処理費用に加え、当施設館の代行費用として相当額を請求させていただきます。なお、意図的に放置されたことが客観的に推認される場合、またはチェックアウトの日から1週間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に放置され所有権が放棄されたものとみなす取り扱いとさせていただきます。

〈駐車の責任〉

第16条

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに 任じます。

〈宿泊客の責任〉

第17条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

〈宿泊客の病気・怪我〉

第18条

宿泊時、当施設内にて発症した病気・怪我については、発症当日に近隣病 院にて直 ちに診断書

を取得し、当施設に遅れることなく提出することとします。当施設責任者の確認· 了承なしに提出された宿泊日以外での診断書の内容においては、当施設では責任は負いません。

〈動物飼育に関する特約〉

第19条

1. 当施設の動物飼育について 当施設では猫、犬、ヤギ、烏骨鶏等を飼育しており、これらの動物が施設内におります。第一種動物取扱業の許可のもと適切に管理しておりますが、お客様と動物との接触は自由意志によるものです。

2. 動物との接触について 動物との接触により、引っ掻き傷や咬傷、衣類の汚損、アレルギー反応等が生じる可能性があります。動物との接触に不安がある場合は、ご自身の判断でお避けください。

3. 事故発生時の対応 動物による事故が発生した場合、当施設では応急処置を行い、必要に応じて医療機関をご案内いたします。医療費、クリーニング代、物品の損害等については、当施設の重大な過失がある場合を除き、お客様の自己負担となります。

4. 動物との接触における留意事項 動物と接触する際は、以下の点にご留意ください：○ 動物を驚かせる行為は禁止いたします（追いかける、大声を出す、急な動き、無理に 触ろうとする等）

○ 撮影時のフラッシュ使用はご遠慮ください

○ 動物への食べ物の提供については、動物の健康管理のため当施設の規定に従い、当施設で販売している専用フードのみご利用ください

○ お子様と動物が接触する場合は、お子様の安全確保と動物への配慮のため保護者の方が付き添ってください

○ 動物に触れた後は手洗いをお勧めします

5. ご利用の制限 動物に対して攻撃的な行動を取られる場合、その他動物に不安を感じさせる行為と当施設が判断した場合は、安全上の理由によりご利用をお断りする場合があります。なお、故意による動物への悪質行為については、法的措置を取る場合があります。

6. 責任について 宿泊客は動物との接触に関するリスクを理解し、自己の判断と責任において動物との接触を行うものとします。

第20条

宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ

株式会社和心村

〒299-1733 住所 千葉県富津市高溝１４